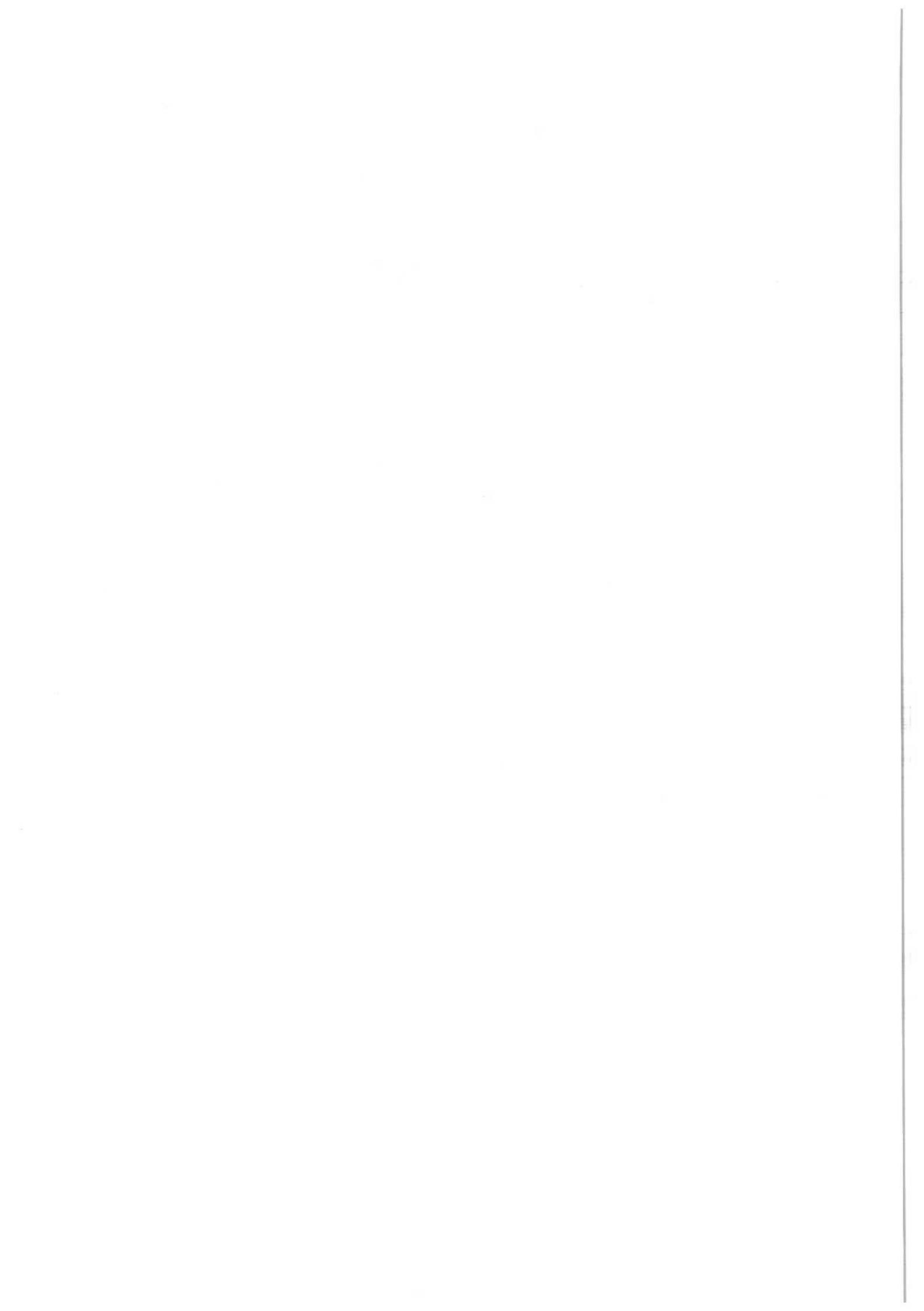

卷 末 資 料



公民館運営審議会諮詢、答申等

福生市公民館
平成5年11月11日

福生市公民館運営審議会

委員長 川辺進殿

福生市公民館長
井梅義



公民館における生涯学習の在り方について（諮詢）

平素より公民館運営につきましてはご指導ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福生市においては、平成5年9月市議会定例会で福生市生涯学習審議会条例が可決され、審議会委員を委嘱し、生涯学習に関する事項の調査・審議をお願いする運びとなっております。

そこで従来からの社会教育における公民館の役割において、市民各層にわたる事業の実施等からみてましても、今後の生涯学習社会における拠点施設であり、地域づくりの中心施設であると言っても過言ではありません。

こうした状況から、今後の公民館における総体的な生涯学習計画の在り方について、公民館運営審議会のご意見をいただき、福生市の生涯学習計画の策定にむけて参考にさせていただきたく諮詢いたします。

1 質問事項

公民館における生涯学習計画の在り方について

2 答申の時期

平成6年8月

1994年8月31日

福生市公民館
館長 井 梅 義 彰 殿

福生市公民館運営審議会
委員長 川辺進

公民館における生涯学習の在り方について（答申）

1993年(平成5年)11月11日付けで諮詢をうけました標記について、
以下の通り答申いたします。

（一）生涯学習社会像の描き方

（一）生涯学習社会像の描き方　（福生市生涯学習審議会　はじめに）

1993年（平成5年）9月福生市議会に於いて福生市生涯学習審議会条例が可決され、同年12月1日付けで福生市長より福生市生涯学習審議会会长宛てに「福生市における生涯学習の振興方策について」諮問が出されました。

これと相前後し、福生市公民館運営審議会は11月11日付けで、福生市公民館長より「公民館における生涯学習の在り方について」諮問を受けました。私たち審議委員は、公民館の今後を左右する重要な審議課題を与えられたことを認識し、また定例審議会だけでは時間のゆとりのないことを考慮し、臨時審議会を月1回開催し委員一同慎重に審議を重ねて参りました。

審議に際し、すべての委員が「公民館紀要」、各館の「10年のあゆみ」を通読し、この中から現在までの公民館事業をかえりみて、市民が公民館との関わりの中でどのように意識的成长をしてきたかを確認すると共に、今後の課題や展望を検討し、答申の柱として以下6項目を盛り込むことにしました。

1. 私たちが描く福生市の生涯学習社会像
2. 社会教育と公民館の役割
3. 福生市における公民館の歴史
4. 福生市の公民館が目指す生涯学習
5. 市民の学習を支える公民館職員体制
6. 公民館施設の充実

1. 私たちが描く福生市の生涯学習社会像

私たち市民は、いつの時期でも、学びたいという思いをもっています。学習したいという願いは、人として当然の願いであると同時に、基本的な権利でもあります。それは、「学習権」宣言（第4回ユネスコ国際成人教育会議）、「教育基本法」、「社会教育法」の理念であり、学習権は人間の生存にとって、無くてはならない基本的人権の一つであるといえます。

一方、私たちを取り巻く世界の情勢は急激に変化し続けています。1989年の「ベルリンの壁」崩壊による人類の歴史的転換や、今なお続く民族的・宗教的対立、紛争による飢餓、難民問題など様々な世界の動向は、基地を持つ福生市にとっても、私たちにとっても身近な問題と思われます。また、高齢化、情報化、国際化、環境問題など真剣に取り組むべき課題であり、私たち一人一人が考えなくてはならないものです。

こうした世界の動きや社会状況の変化に、主体的に対応していくために、私たちの学習は今後ますます重要になると思われます。

(1) 福生市の高齢者人口は、1993年（平成5年）に全人口59,396人中5,128人を占め、高齢者単独世帯は高度経済成長期の1970年（昭和45年）の10.6倍、高齢者夫婦世帯は9.3倍、同居世帯は2.1倍となっています。（1993年調べ）

今後高齢者数の増加に伴い、高齢者と共に生きていくための環境整備や、介護問題、高齢者への理解などが大きな課題といえます。

(2) 福生市には、重度から軽度にいたる障害を持つ人たちが1,147人います。

(1992年調べ)

ひまわり作業所、れんげ園や公民館など障害者の労働及び活動の拠点ができたことで、ようやく障害者が社会の表面にでてきて当たり前となりつつあります。しかし、まだまだ彼等を取り巻く社会環境の整備は遅れており、課題は残されています。障害者自らが学び成長し、生活力をつけていくためには行政の援助は重要であります。と同時に、健常者は障害者に関わる問題や社会の課題を学び、より理解を深めていくことが大切です。さらには両者が共に暮らせる生活環境や社会システムを築くことが課題となります。

(3) 情報・通信システムの発達進歩は、今や居ながらにして、世界の情報を入手することを可能にしています。しかし、その事は情報過多を招き、私たちは情報を選び取る必要性を迫られています。真に必要な情報を選択する力を持つていくことは、現代社会を生きていくためには、大切なことといえるでしょう。

同時に、情報機器による恩恵をごく一部の人たちだけのものとしないために、そうした機器を操作活用する力を身につけることも必要となります。また、個人情報の保護が情報化社会の基本原則となります。

(4) 青梅線沿線を中心とした中小企業および下請け企業で働く外国人の増加は、言葉の違いのみならず、生活文化の違いをもたらし、戸惑うこともしばしばです。偏見を捨て去り、互いに民族の歴史や生活文化を理解し、共存していくことはたやすいことではありません。しかし、共に手を繋ぎ生きていくことこそ、眞の国際化社会への第一歩と言えるでしょう。

(5) 地球環境の保全は全世界の大きな課題であり、次の世代にいかに地球を引き渡せるかは、人類の存続を掛けた重要問題と言えます。福生市は都心よりもまだ自然が残っているとはいえ、多摩川の清流や豊かな緑を失いつつある現在、21世紀の福生の子どもたちにどの様な環境をのこせるのかが、大きなテーマです。

人生80年時代と言われて久しい現在、一人一人が生きがいを持って生を全うするために、流されるままに生きるのではなく、自らの力で主体的に生きていくためにも、私たちは学び続けたいと願っています。幼児から高齢者、男・女、障害のある無しを問わず、全ての市民が平和で幸福な生活を求めて生きていくために、市民の願いに応えるべく、生涯学習社会を確立しなければなりません。

2. 社会教育と公民館の役割

福生市の調査によりますと、学習したい内容は多様ですが学習要求は60%と高く、学習形態の希望では「公民館などの公共機関の講座」への期待が非常に高いことが判りました。（「生涯学習に関する市民の意識と行動」調査による－1993年）

生涯学習に関する公民館の役割を考える時、誰でも、何時でも（学びたい時は、人によって異なる）、学びたいことを適した方法で（学びの中身は人により異なる）、身近な所で学ぶことが出来るということが重要になってきます。

1985年3月29日パリで開かれた第4回ユネスコ（国連教育科学文化機関）国際成人教育会議は、「学習宣言」を採択しました。その中で「宣言」は、次のように述べています。

学習権とは、

読み書きの権利であり、

問い合わせ、深く考える権利であり、

想像し、創造する権利であり、

自分自身の世界を読み取り、歴史をつくる権利であり、

あらゆる教育の全てを得る権利であり、

個人的・集団的力量を発達させる権利である。（中略）

学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。（中略）

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間的発達はあり得ない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

（中略）学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、

なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは、基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。（後略）

そういう市民の持つ学習の権利を、教育機関が教育行政やその他の行政機関と連携しながら保障していくなければなりません。学習の人的・物的援助によって、あるいは学習に必要な適切な情報を収集整理し、提供することによって一層実現していくものです。

福生市では、以前より市民の積極的活動を軸に、社会教育や社会体育の分野で市民の学習を援助してきた歴史があります。こうした市民の学習を支えてきた根拠となるものは、他でもない日本国憲法－第3章25条「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」、26条「全て国民は、法律の定める所により、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」です。

そしてまた教育基本法では、第1条から第3条において、教育の目的、教育の方針、教育の機会均等を明示しています。これらは、単に義務教育について述べているだけではなく、広く人の一生に関わって述べています。（教育基本法第7条）

さらに、私たちに身近かな学習の手立てを示し、学習を具体化できるようにしているのが、社会教育法です。この法律は、私たちが何時でも望む時に学習できるように、国及び地方公共団体の成すべき任務を明らかにしているものです。（社会教育法第1条、第3条、第20条）

生涯学習は、今初めて与えられるものではなく、すでに保障され、実践して来たことでもあり、今後さらに、その必要性が高まることは当然なことです。その中において、社会教育機関である公民館のはたす役割も一層重要になってきます。

3. 福生市における公民館の歴史

福生市の公民館は、1977年（昭和52年）に開館、次いで1979年（昭和54年）に松林分館、さらに1980年（昭和55年）に白梅分館が開館しました。こうした公民館設置の背景には戦後、国の施策として社会教育、自主的な青年団活動、婦人学級などの活動がその底辺にあります。

「公民館10年のあゆみ」によれば、1973年（昭和48年）5月、青年・婦人活動のリーダーと文化教育活動に携わっていた322人の市民が集まり、「ふっさ公民館を創る市民の会」が結成されています。この会に結集した人々は、「福生の学習・文化活動を高めるために、コミュニティの中心となる施設である公民館づくりを、住民が主体となって進めて行く。」ための活動を展開し、議会に対し「公民館の早期建設及び地区館の設置に対する請願書」を提出しています。その後、公民館（市民会館）の建設が始まった中で、「職員の配置及び運営に関する要望」、「市民会館及び公民館の使用料に関する陳情書」を市議会に提出しています。

以上みてきましたように、公民館設置への市民の取組は、公民館完成後は公民館における主催事業や自主活動へと引き継がれて来ました。具体的には、

(1) 子どもを取り巻く状況の変化と公民館の取組

1975年(昭和50年)から始まった「わんぱく教室」は、当初子ども会リーダー研修会としての内容でした。それから公民館が開館され(1977年)、今までと違い一つのテーマを持ち学習活動を行うようになりました。自然をテーマにした「自然教室」も同年スタートしました。その後、松林分館・白梅分館も開館し、三館で子どものための事業も14講座となり、現在の原型がつくられました。

この様に、子どもの事業に力を注いだ背景には、高度経済成長に伴い自然が宅地や道路となり、子どもの自由空間がなくなり学校でも地域においても、仲間と関わり合う場が失われたこと、また学歴偏重の社会の中で偏った教育に重点が置かれ、競争心が生まれ点数化・序列化が進んだことがあげられます。

子ども同士で協力し、仲間と関わり様々な経験をする中で自治能力をつけていく場として、子ども対象事業が行われてきました。また、これらの講座に参加した子どもたちは、中学・高校・大学生になってもリーダーとしての役割を果たしている点は、注目すべき特徴です。1985年(昭和60年)、田園会館(児童館)が開館、1996年(平成8年)には2館目の児童館が武蔵野台地区にできる予定です。子どもにより多くの機会を提供するためには、児童館と連携を取りながら同じ視点にたち、事業を展開していくことが望まれます。

(2) 女性問題と保育室活動を結び付けた公民館事業

主観的に物事を見がちであると言われる主婦が、書くことを通して自分自身を客観的に見つめ直し、自分の殻を打ち破る契機となった「女性の文章教室」、先輩女性たちの歴史に学んだ「女性史講座」、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約そのものを読む学習など、学習内容も“女性問題とは何か”という学習から、女性問題解決のための学習・実践へと変化してきました。「国連婦人の10年」の中間年あたる1980年(昭和55年)を境に、事業開設時間も専業主婦を対象とした昼間だけでなく、働く女性や他の理由で日中参加できない人のために夜間の講座が開設されました。

一方、保育室は当初、幼い子どもを持つ若い母親にも学習の場を保障するために託児として出発しました。しかし1986年(昭和61年)には、“母と子が仲間の中で学び合い成長する場”という考えで、名称も公民館保育室と改めました。

子どもたちは、保育室の中で保育者の援助を受けながら、仲間との関わりを通して自立し成長しあっています。母親たちは、その姿を通して、旧来から持たされてきた育児観・成長観に囚われていた自分に気付き、仲間と支え合いながら学習を行っています。この様に、女性問題の視点で保育を行うことは、公民館事業の中で特に重要な学習と位置付けてきました。

(3) 地域へ還元される成人の学習

市民大学講座は、「経済」「郷土史」「音楽」「社会教育」「法律」「演劇」「文学」など実に多様なジャンルで行われてきました。1977年（昭和52年）にスタートした「郷土史」「自然観察会」「16ミリ発声映写機操作講習会」は現在も続いています。講座に参加した人たちの中から、市史編纂委員を引き受けたり、地域での16ミリ上映ボランティアを引き受けたりする人がでています。

1987年（昭和62年）には、識字学級「ことばの会」が始まりました。これは、過去の歴史の中で何等かの理由によって、読み書きの力を獲得できなかった人たちを対象にしています。文字の読み書きができないと言う事は、その人の生きる権利を奪っているといつても過言ではない基本的人権に関わる問題です。

1990年（平成2年）は国際識字年を決議した年でもあり、「基本的人権を保障する」という理念を公民館の理念と一致させたこの取組は、他市の公民館からも高く評価されています。

外国人の人たちが異文化社会の中で生活する困難な状況を支えようと生まれたボランティア組織に“ゆうあいふっさ”があります。当初は、日本語を教えることを中心に公民館で活動していました。しかし、非日常的な交流やイベントなら、あまり見てこない困難な問題や複雑な問題も、日常的交流を重ねていくと浮き彫りになってきます。同じ人間として共に生活できる地域づくりを目指し、こうした課題にも取り組むことが活動の一部となりつつあります。

(4) 高齢者の活動を支える公民館

1981年（昭和56年）高齢者「語らいひろば」が、本館、松林分館、白梅分館と扶桑会館の4か所（4コース）で開設されました。その後、1986年（昭和60年）に白梅「熟年ひろば」が始まりました。この事業に参加することによって、今まで孤独で閉鎖的だった高齢者が、共通話題をみつけ生きがいを見い出し

たり、また退職後、家に閉じ籠りがちな夫を誘って夫婦で参加し、新しい地域交流や人間関係を見い出した例もあります。そして、学習をする際講師を外部から求めるだけでなく、相互の経験を生かし、老後福祉、高齢者福祉施設見学、郷土史、その他、参加者の中から講師を出す工夫もしています。

また、松林分館では、「高齢者、障害者、社会的不利益を受けている人たちが安心して、社会や地域で生きるためにには、どう学習し、実践することなのか」をテーマとした「地域福祉講座」において、高齢者自らがこれからの生き方に関わる問題を取り組んでいます。

(5) 障害者と共に歩む街づくり

1981年（昭和56年）国際障害者年に、福生一中心障学級を卒業した青年たちが社会人として自立する力をつける場として、また同世代の青年との交流の場として、福生一中の先生やボランティアの人たちによって自主活動が始められました。しかし、それは何の保障もない不安定な活動でした。やがて障害者の父母は、障害者の学習の場への公的保障を要望し、公民館へもその要求をだしました。父母亲の要求を受けた公民館は、1年間の準備期間の後1985年（昭和60年）6月、「障害者青年学級」を開級し、今日に至っています。

憲法第26条や教育基本法第3条により、全ての国民は等しく、その能力に応じた教育を受ける権利を保障されていますが、障害者に対する取り組みは、国の施策としても一番遅れているといえます。

障害者青年学級「にじのはらっぱ」の公民館での取り組みは、10年を迎ましたが、さらに充実した活動を重ねていくよう職員体制、公民館施設の整備が必要と思われます。

同時に、公民館を利用している一人として、障害者、健常者双方が共に学習していくという意識が大切と思われます。これを担える場が公民館です。

(6) 市民自治を育てる公民館活動

市民自ら望み、知恵と力を出し合い、話し合いと活動で市民の望みを実現していくことは、すでに述べた公民館建設運動で経験したことです。この精神は公民館で活動する人たちに受け継がれ、その後も公民館は、私たち市民が自治能力をつける学習実践の場となっていました。

年2・3回各館において開かれる利用者交流会は、公民館を利用するサークル・グループの交流を図り、話し合いによって、より使い易い公民館施設、より市民のニーズを取り入れた学習活動、公民館運営を実現していく場として、市民利用者の意識に定着しつつあります。

また、“公民館のつどい” “白梅利用者発表会” “松林だれでもなんでも展”なども、市民自らの力でテーマを決め、発表の場や、地域文化の掘り越しの場を創り上げてきました。こうした市民の主体性を活かした場が今後も増えていくことが望されます。

4. 福生市の公民館が目指す生涯学習

本答申項目1で述べているような様々な課題に、市民自身が取り組み、展望を切り開いていくための学習を援助するのが、公民館の大きな役割となります。その役割を果たすためには、3つの原則があります。

(1) 市民の学習活動を支える無料の原則（減免措置）確立・継続。

今まで公民館で大切にしてきた学習および学習活動は、その学習によって、個々のレベルの高まり・成長・充実感を持つことは勿論のことですが、それだけに止まりません。個は共に学んだ人達に影響しあったり、励ましとなったり、あるいは地域で学ぶ事のさらなる意義を見出だしたり、また公民館で得た力を地域で発揮したり、と様々です。

福生の街に住む一人一人が、その様な機会を享受するためには、市民の学習を支える無料の原則は第1の原則となります。

この原則は、社会教育法第3条の実現の基本となるものです。

(2) 学習の主体者は市民

第2の原則は、学習の主体者は市民であるということです。自らが学習の中身を決める、あるいは自ら利用者の一人として、公民館のより良い運営に意見をもつ、などの意識参加や行動参加が市民の日常性となることが望されます。

公民館利用者交流会（呼び名は館によって異なる）を市民利用者サイドの機能と位置付け、市民相互が話し合いや協力によって意思決定していく場とすることが大切です。また、従来にも増して、公民館運営審議会の充実が必要となります。審議委員は、市民の声や意思決定を受け、市民の学習がより良い環境で、より充実した条件で実現できるように活動しなければなりません。

こうした市民自治の基本姿勢や力が、ひいては公民館活動だけに限定されず、福生市の街づくりにも生きてくることになるのです。

(3) 市民、公民館職員、講師が共に創る学習活動

学習の主体は市民ですが、その学習を具体的に援助するのが公民館職員です。市民の潜在的学習意欲を引き出し、なにかが課題かを掘り起こし、整理し、どのような講座にしていくか市民と共に設定し、講師交渉を行ったりという前段の作業を始めとし、さらに講座中は学習者と講師を結びながら職員自らも学びます。

学習者の求めに応じて、課題の段階的整理や系統的整理を行い、継続的な学習や時には学術的な学習を可能にしていくのも職員あってこそであり、これこそが公民館職員たる所以です。また課題のもつ普遍性あるいは地域性を見据えた学習していくためには、単発的な講師依頼よりも、場合によっては地域を理解し継続的に関わり続けてくれる講師が必要です。

この様に3者で創る学習活動を今後さらに、充実させていくことが公民館で行う生涯学習の特色と言えるでしょう。

これらの原則にたって、公民館は市民に広く、しかも深く関わり、その役割を果たすことが望されます。

1) 人と人を結ぶ、あるいは人とグループを結び付ける。どんな市民も集まり、出会えるチャンスと場を提供する。

- 2) 市民が必要とする学習情報を把握整理し、市民にそれらの情報を提供するときには情報だけのひとり歩きをさけるよう、人と人との見え、つながれるように配慮ある情報提供をすることが極めて大切となる。特に、情報機器が導入されると一層このことへの配慮が不可欠となる。
- 3) 日常の暮らしの極ありふれた話題や課題も持ち寄りて、今一度暮らしや生き方を見詰め直すきっかけとなる学習機会を得ることで、一人の問題から人々の問題へと意識を広げる。そして仲間と共に解決の糸口を見出していくプロセスを大事にする。
- 4) 市民相互の繋がりや学習で得た力が、ひいては福生市の街作りや、市民の文化感性の向上・発展に還元されていくということを見据え、援助する。
- 5) 一見、日常生活からは掛け離れて見える社会や世界の動向も、前述したように今や市民生活に深く関わる問題であることと認識し、市民が今の時代を洞察し、時代の主体者となりうる学習機会を提供する。

市民の学習を広く援助するためには、公民館は「提供する」という視点だけではなく、今後は、人と人を繋ぐ、人と情報を繋ぐ、人と学習機会を繋ぐ、情報と学習を繋ぐ、いわゆる「コーディネートする」という視点に力点を置き、これら5つの役割を果たしていかなければなりません。

さらに今後は、公民館においても情報機器の整備がなされていくものと思われますが、その際次のことに留意することが必要となります。

- ▼市民が同じくその恩恵を受けるためには、機器操作プログラムはできる限り容易なものを開発すること。
- ▼また公民館職員の中に機器操作に精通した人が数人いること。
- ▼情報の管理方法（利用者に関わる情報の管理）については、利用者を含めて検討すること。

5. 市民の学習を支える公民館職員体制

市民の生涯学習を考える時、公民館の存在は重要な拠点であります。市民は学習の場として公民館を利用し、公民館の事業や公民館活動の中から、自らが求める学習の機会を見出だし、公民館が提供する学習情報の中から自らに合った学習を進めていきます。公民館に対する市民の期待は、他の教育施設よりとりわけ大きいものが在ります。

従って市民の生涯学習の支えとなる公民館職員には、次のことが求められます。

(1) 公民館職員の専門性

公民館職員は、一般行政職員と異なり教育専門職員であり、社会の動きを正しく把握しその中で地域住民（市民）の学習ニーズを汲み取り、学習課題達成のための学習プラン設計に必要な情報の収集能力、市民の学習に対する相談・援助・助言など、社会教育分野における専門的能力を持った職員は欠くことのできない存在であります。

(2) 職員の人間性

公民館職員は、高度の専門的識見と共に、市民と共に自らも学習し、人間的に優れた人格が求められます。公民館には、幼児・青少年・成人・高齢者・男性・女性あらゆる人々が、あらゆる学習機会を求めて来館します。また心身に障害を持った人々や外国人の利用者も増加しております。公民館職員は、限りない人間愛と誠意をもって、学習機会を求める市民に対面し、地域におけるコーディネーターとしての力量も求められています。

(3) 職員配置の問題（職員の増員について）

生涯学習は、市民の必要に応じていっても、どこででも学べる体制が求められています。特に、公民館利用者にとって、専門的能力を有する職員の配置は、昼夜を問わず必要であり、現状では職員の増員は必須要件であり、本館・分館ともに増員が必要であります。（具体的には、本館2名、分館1名）この場合、各館とも女性職員1名が含まれることが特に望まれます。

6. 公民館施設の充実

生涯学習を推進するにあたり、市民は自らの居住区近くに学習の場（公民館）が設置されていることを希望しています。

（1）小学校区に一つの公民館設置構想（7館構想）

市教育行政の生涯学習長期計画の中に、小学校区に一つの公民館設置構想を組み入れることを提案します。

（2）まず第一に田園・永田地区に公民館を設置することを提案します。

（3）各公民館を独立館とする

地域住民のニーズを反映し、地域に密着した事業の推進を確立するため、現在の松林・白梅各分館を独立館とし、それぞれに決済権限をもった館長を置き、また各館独立した公民館運営審議会を置き、独自事業が実施できる体制に改めることを提案します。

新たに設置される公民館も、同様とする。

質問から答申までの経過

- 1993年11月11日（木） 第8回公民館運営審議会において、館長より
「公民館における生涯学習の在り方について」
質問を受ける。
*各月定例会の他に一回臨時審議会を持つこと
を決定。
*答申を作成するに当たって、三館の10年史、
各年度の会館紀要、「生涯学習に関する市民の
意識と行動」を全委員で読むことにする。
*まず、臨時会までに、「生涯学習に関する意識
と行動」を、読んでくることを約束。
- 11月26日（金） 臨時審議会
*「生涯学習に関する意識と行動」を読んで、
その調査から分かったことなど話し合う。
- 12月 9日（木） 第9回公民館運営審議会
*12月1日付けで設置された「生涯学習審議会」
に要望する事項を話し合う。
- 1994年 1月13日（木） 第10回公民館運営審議会
*館側から、再度質問の内容、期日について
説明を受ける。
*「生涯学習審議会」への意見まとめる。
- 1月25日（火） 臨時審議会
*今後のスケジュールを決める。
*各館の10年史を、3グループに分け夫々分担
し読む。読後はレポートを作成することとする。
- 2月10日（木） 第11回公民館運営審議会
- 2月22日（火） 臨時審議会
*10年史読後レポートを発表し合い、重要
ポイントを確認しながらまとめる。

- 1994年 3月 2日 (水) 埼玉県鶴ヶ島市、大橋公民館視察研修。
鶴ヶ島市の生涯学習推進について話を聞く。
- 3月10日 (木) 第12回公民館運営審議会
- 3月11日 (金) 「生涯学習計画について」講座に参加。
(講師:横山宏氏)
- 3月18日 (金) 「生涯学習計画について」講座に参加。
(講師:立川叶子氏)
- 3月25日 (金) 「生涯学習計画について」講座に参加。
(講師:横山宏氏)
- 3月29日 (火) 臨時審議会
*委員提出レポートの内容について検討。
- 4月14日 (木) 平成6年度 第1回公民館運営審議会
- 4月26日 (火) 臨時審議会
委員提出レポートの内容について検討。
- 5月12日 (木) 第2回公民館運営審議会
- 5月24日 (火) 臨時審議会
*答申に入れるべき項目について具体的に検討。
- 5月28日 (土) 生涯学習審議会主催の講演を傍聴。
講師:岡本薰氏 (文部省生涯学習局学習振興課)
- 6月 9日 (木) 第3回公民館運営審議会
*生涯学習について、職員との意見交換を希望、
館側に提案。(この件は実現せず。)
- 6月28日 (火) 臨時審議会
*答申に盛り込むべき項目別に、検討。
*今後のスケジュール再度調整。
- 7月14日 (木) 第4回公民館運営審議会
*答申文の柱確認
- 7月26日 (火) 臨時審議会
*答申文(案)を持ち寄り、検討。
- 8月11日 (木) 第5回公民館運営審議会
*答申文(案)を検討、まとめ。

1994年 8月24日(水) 臨時審議会

*答申文(案)を検討、まとめ。

8月25日(木) *項目分担部分を担当者で再検討。
(関東甲信越静公民館研究大会宿泊先にて)

8月30日(火) 臨時審議会
*答申文最終検討、読み合わせ。
8月31日(水) 各委員答申文に捺印後、井梅義彰館長に提出。

No.

Date

平成8年3月13日

次期(平成9・10年度)

福生市公民館運営審議会

委員 各位

平成7・8年度

福生市公民館運営審議会

委員長 川辺 進

申し送り事項

平成7・8年度の公民館運営審議会（以下、公運審という）は、全会一致で次の事項を次期審議会に申し送ることを決め、ここにお願いする次第です。

1. 公運審の定例会を月一回開催するよう。

*公民館側の報告や説明を受動的に受けるだけではなく、市民と公民館との
パイプ役として、積極的に審議、意見交流、学習をしていただきたい。
(定例会の時間の一部を学習の場に当てるこもできますし、必要に応じて、
臨時会を開催することも可能です。)

2. 「公民館運営審議会だより」の発行を今後も継続くださるよう。

*これまで、2か月に1回発行を心掛けてきました。
公運審の審議内容、活動などを市民に伝える事は、公運審の大切な務めです。

3. 審議会の活動の基礎となる学習・研修を積むよう。

*委員の務めを果たすために、研修が大切です。
東京都公民館連絡協議会主催の委員部会研修、関東ブロック研究大会、全国公民
館研究大会への参加の他に、福生市公運審独自の視察研修も行ってきました。
(本期は国分寺市と保谷市の公民館視察及び公運審との意見交流を行いました。
日帰り研修に止まらず、少し遠距離地域でも視察に適した公民館が在れば、足を
のばすのも良いと思われます。)
*本期においては毎月第4木曜日に自主研修を行ってきましたが、今後も継続して
いただきたい。

No.

Date

4. 下記の公運審答申を熟読し、理解して実現の度合いを検証していくよう。

*平成6年8月31日答申、「公民館における生涯学習の在り方について」

*平成8年12月12日答申、「これからの公民館事業編成の在り方について」

5. 下記の要望書等の実現に向けて努力するよう。

*白梅分館・松林分館における管理業務に携わる人員（シルバー人材センターへの業務委託）を全日配置とするための要望書：

来住野教育長に提出 平成8年1月12日

平成9年1月23日

*公民館長人事に関する具申書： 来住野教育長に提出 平成9年1月23日

6. 公運審と公民館職員において取り交わした「公民館（本館）事業係勤務体制見直しに

関する確認事項（平成8年9月12日）」の評価をしてくださるよう。

*本館職員の5時以降の勤務を試行以前の体制にすることを強く望んでいます。

7. 公民館（3館）の『10周年誌』及び、『公民館紀要』を読み、福生市公民館の歴史、
市民との関わりについて理解を深めていただくよう。

公民館（本館）事業係勤務見直しに関する確認事項

長期にわたって討議を重ね、96.9.12の審議会において、条件を付して試行実施することが決した標記の件に関して、公民館職員並びに公運審委員双方において下記のとおり確認する。

記

1. 社会教育機関としての公民館は、そこが開かれている間は職員が勤務しているのが通常であり、公民館の基本原則であることを職員間での共通認識として捉えておく事。
2. 今回の措置は、職員の人員不足にたんを発したものと考えられる。今後職員の増員を要望し、確保に努力する事。
3. 公民館事業、相談業務については、この措置によって後退する事なく、市民の要求等について適確に対応する事。
4. 試行実施期間は1996年度末までとし、実施結果については1997年度の第1回公運審において報告の上、評価を行う事。
評価の項目は、以下の通り。
 - (1) 事業係り全職員の、試行前および試行後の超過勤務時間数（各月データ）
 - (2) 夜間における主催事業の実施状況
 - (3) 市民の相談件数（夜間・昼間件数）
5. 試行期間中といえども、不都合・困難が生じた場合は、両者で検討する事。
6. この件に関し、市民に広報等により周知をはかる事。
7. 夜間緊急時の対応体制を整備する。尚、その結果を公運審に報告する事。

以上

1996年9月12日

福生市公民館長

公民館運営審議会委員長



福教公第164号
平成8年5月9日

福生市公民館運営審議会委員長 殿

福生市公民館長 浜野



福生市における市民の学習動向と今後の公民館事業の
在り方について (諮問)

福生市では、生涯学習審議会における「生涯学習の振興方策」(答申)にもとづき、市行政全般にわたる生涯学習計画の策定が想定されている状況にあります。

公民館では、これまで市民の学習・文化・芸術活動等を行うための援助態勢の整備に努めてまいりましたが、社会変化に伴う市民の学習需要と地域の生活課題に関する実情や都市社会における公民館の役割と課題などの把握を通して、公民館体制のより充実した整備が必要となってまいります。

そこで来年度の公民館事業の効果的な推進を図るべく、次の事項についてご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1 諒問事項

「これからの公民館事業編成の在り方について」
公民館の事業内容に関する体系及び編成への指針

2 答申の時期

平成8年10月

はじめに

福生市公民館運営審議会委員は、1996年5月19日付けで、『福生市における市民の学習動向から今後の公民館事業の在り方について、「これから公民館事業編成の在り方について」—公民館の事業内容に関する体系及び編成への指針—』について諮詢を受けた。

この諮詢事項を私たちは、事業編成の具体的指針とその実施のための条件整備をいかにするべきか、という意味に理解した。

1994年8月に公民館運営審議会が答申した『公民館における生涯学習の在り方について』と、1995年8月に出された福生市生涯学習審議会答申『豊かな魅力ある「人づくり」「まちづくり」をめざす生涯学習』及び、1995年度「公民館紀要」を再読し、現状の問題点を以下のようにとらえた。

- (1) 事業計画が職員個人の発想によるものが多く、職員全体としての連携・共有事業として成り立っていない。
- (2) 事業終了後の評価が充分成されず、次への計画に生かされていない。
- (3) 事業計画を作るに当たり、市民の学習要求を考慮して何を優先すべきかの検討が不足している。
- (4) 青年層向けの事業がほとんど行われていない。

これらを踏まえ、「社会教育機関としての公民館」を念頭に市民の学習権を保障する実際的な在り方を示すものとして以下を提言する。

1. 事業計画編成会議の設置

市民の暮らしの中の何を取り上げ、それを学習課題として組み替えるか、その検討の際、基礎となるべきは社会教育の理念を根本に、市民の（潜在的）学習要求や歴史的、社会的、世界動向の側面からみて学習課題を設定する必要性がある。また、さらに学習で得た力をどの様に学習後へと繋げるかを、勘案することも同時に求められる。

公民館事業の計画・編成に当たって、職員の相互理解、共通認識を計るため事業編成会議を持つことを提言する。及び、そこで検討確認すべき5点を合わせて提言する。

- ①その事業の発案理由（学習課題としての設定理由、必要性）
- ②その事業の学習目標（学習者と職員自らを含めて目指すもの）
- ③その目標達成に必要な学習内容（具体的プログラムの骨子となるもの）
- ④その目標達成に向けて、適切に援助してくれる（専門的、実践的）講師の選定。
- ⑤事業実施後の評価をし、次期事業へ反映させる。

これらを、事業計画編成の時点で各職員に必要不可欠の要件として位置付けるための具体的方法としては、5点を記述する書式を作り、事業編成会議に必ず提出し、説明および質疑を行う。

2. 公民館事業企画への市民参画の制度化

一口に市民活動や学習への要求（学習ニーズ）と言っても、表面に見えるものは数少ないと思われる。一見何も問題など無さそうなところから、暮らしの中の課題を見付け、それを学習課題に組み替える事も同様に困難なことである。この難しさ克服のために以下の事を提言する。

事業の計画・編成の前に、公民館事業企画に関する会（仮称＝公民館事業企画委員会）を設置し、市民が直接企画に参画できるようにする。これは、少なくとも年に二回を実施することとする。

3. 職員の専門性の向上

福生市における公民館職員の異動は、他市に比べると社会教育行政職員として考慮されている点は、評価に値する。しかしながら、他の部局からの異動もあり職員の中には、社会教育機関へ配属されたという認識に欠けることもあると思われる。この認識の欠如が、後々の職員としての姿勢にも、事業取組への安易さにも繋がっているとも思われる。しかしこの事は、職員の資質や可能性を全く否定するものではなく、むしろ、配属後に職場集団として、

新任職員をどの様に育てようとしているか、社会教育機関における基本理念、そこでの業務の在り方や取組む姿勢をどの様に伝えようとするかが問われる。併せて、職員一人一人の自己学習・自己研鑽が欠かせない。職員が、課題を見極める力をつける、市民から親しまれ、頼りにされる学習援助者として誇りをもって公民館事業を実施できるように、次の事を提言する。

①新任職員に対し、福生市公民館（職員集団）として新任研修を行う。

その際、3年以上勤務経験者はすべて講師となり、社会教育の基本（公民館の役割）を研修テーマとする。その研修の記録を残す。

②公民館紀要を書きっぱなしの場にしない。自己満足の段階で終わらせず、紀要をもとにした研修会を行う。各々のレポートについて質疑を行い現状の問題の明確化と、その改善・解決の糸口を掴む。

③その他、必要な研修（市庁内外の研修）に、積極的に参加する。

これら研修は、教育機関としての認識を深め、公民館事業・運営をより良く発展させるためであり、職員のもてる力を相互に引き出すことを目的とする。また、①②は年間のスケジュールに組み込むこととする。

公民館長においては、この重要性を認識され、職員に上記の研修を保障することを強く望む。

4. 公民館職員の専門職としての位置付けの明確化

「公民館職員は社会教育機関の職員であり、一般行政事務職員とは異なる力が要求されている。」と認識するためには、自己学習と研修が欠かせないことはすでに述べたが、その認識を意識論で職員に求めるだけでは限界があると思われる。市庁内組織機構において、公民館職員を専門職として明確に位置付けることで、職員一人一人としても「専門職」としての認識と誇りを明確に持つことができるであろう。

「公民館職員は、社会教育機関における市民の学習権を保障・援助する専門職である。」と明確に位置付ける事を提言する。

No. _____

Date _____

福生市教育長

平成9年1月23日

来住野 和也 殿

福生市公民館運営審議会

委員長 川辺 進

要望書

要望事項： 公民館分館である白梅分館および松林分館に、
管理業務に携わる人員（シルバー人材センター
への業務委託）を平成7年度並に全日配置の体
制とすること、及びその為に必要な予算措置を
要望いたします。

平成6年10月からの公民館分館の職員3人体制は、我々
公運審のまた市民利用者の、それ以上に分館職員の長年の要
望の実現であり、大変喜ばしい事でした。職員の2人体制は、
物理的にも時間的にも異常な形態であり、3人体制で初めて
正常を取り戻したといって過言ではありません。

白梅分館・松林分館は、地域会館の機能をも併せ持つ施設
であることは皆の知るところですが、3人体制のもとでの分
館職員には、公民館事業並びにその運営の充実に力を注いで
いただくことこそが本来の職務と考えます。

福生市として生涯学習社会構築を掲げている今、公民館分館職員にも市民のニーズに応えた教育、文化、学習活動の援助者としての職務は、一層重要になると思います。

そのためには、是非とも平成7年度並の全日配置に管理業務をシルバー人材センターに委託すること、合わせてその業務委託に必要な予算措置を要望いたします。

福生市教育長
来住野 和也 殿

平成9年1月23日

福生市公民館運営審議会
委員長 川辺 進

公民館長人事に関する具申書

福生市における社会教育及び公民館の充実発展は、先人の努力の積み重ねにより今日に至っています。社会教育の豊かな実践こそが、教育・福祉・文化など様々な領域で福生市政を支えていると考えます。

それだけに、公民館長の人選にあたっては、社会教育への熱意と見識をもった人材であることが強く求められます。

公民館長の役割と資質について、私たちは次のような原則が大切であると考えます。

1. すべての市民の学習権を守り、発展させる見識と力量をもつこと。
2. 社会教育の自由を守る姿勢を貫き、条件整備の確保に努めること。
3. 公民館運営審議会や利用者交流会などの「住民参加」の制度を尊重しその発展に努めること。
4. 公民館事業・運営の大切な担い手である公民館職員の身分、労働条件を大切にし、自主的な研修を保障するなど、生き生きとした意欲を引き出すよう努めること。
5. 「公民館における生涯学習の在り方について」（1994年8月31日答申）、及び「これからの公民館事業編成の在り方について」（1996年12月12日答申）などの過去の答申や要望、及び経験を理解し発展させること。

住民の暮らし・文化・学習要求と社会教育をめぐる状況が大きく動きつつある今日、公民館長の責務は一層大きいものとなってきています。それに応えていけるような人事であることを、重ねて強く要望いたします。

以上

公民館本館利用者連絡会要望書

平成7年11月 1日

福生市公民館
館長 浜野 清 殿

公民館本館利用者連絡会
会長 鳥居由幸

私たち公民館本館利用者連絡会で、公民館をよりよく活用するためにアンケート調査をし、その結果下記のような要望事項が出されました。

21世紀に向けて、市民と公民館が協力し、福生の地域文化活動をより発展させていきたくここに要望書を提出いたしますので、ご検討下さるようお願い申しあげます。

なお、検討結果につきましては、平成8年3月末までにご回答いただければ幸いです。

要望事項

1 設備及び備品についての要望

- ① 冷房能力の增强
- ② 集会室の冷房をユニット方式に
- ③ 印刷機を独立した部屋に置いてほしい。机や椅子もおけるように
- ④ 調理室専用出入り口を設置して欲しい
- ⑤ 音楽室のピアノを取り替えて
- ⑥ 4・5集会室にもピアノを
- ⑦ サークルのロッカーを増やして
- ⑧ 調理室にお湯ができるように（別紙に他市の湯沸かし器の写真添付）
- ⑨ 湯沸かし器を新しいものにして欲しい（操作が怖い、火を吹いたことがある）
- ⑩ 雨の日など、自由に遊びに行ける子供のプレイルームを作ってほしい。
- ⑪ ベビーベット、ベビーサークルなどの備品を
- ⑫ 音楽室、視聴覚室、集会室の防音及び室間（間仕切り）の防音

2 管理上の要望

- ① 受付を夜間も一時間は夜7時30分前後まで、毎日やって欲しい
- ② 時間貸し――2時間単位で貸し出すことはできないか、検討をして欲しい。
- ③ 電話予約ができるようにして欲しい
- ④ 当日でも空室があれば申込できるようにしてほしい（添付資料2参照）

3 事業について要望

- ① 職員サポートを、今後共より一層続けてほしい。
- ② 実行委員会方式でやる公民館事業にも手話通訳の料金を予算にくんで欲しい。
- ③ 幼児向けのコンサートや集いがもっとたくさんあれば良い。

添付資料

- 1、アンケートのまとめ
- 2、多摩地区公民館集会室等の使用申請受付状況一覧
- 3、他市、調理室湯沸かし器の状況（写真）

以上

1996年11月1日

福生市公民館

館長 浜野 満殿

公民館本館利用者連絡会

会長 鳥居由幸

公民館利用に関する要望書

私たち公民館本館利用者連絡会では、公民館をよりよく活用していくために利用者に対しアンケートを調査しました。

その結果をまとめここに、要望書として提出いたします。

昨年度の改善要望の結果、設備の更新や管理面でいくつかの改善がなされ、利用者としてうれしく思っています。今年度もまた、市民と公民館の協力により、市民のよりよい生活と、地域文化の向上に一層の発展を望みたく、御検討をお願いいたします。なお、検討結果については1997年3月末までご回答いただければ幸いです。

要望事項

1. 設備及び備品について
 - 1)集会室、音楽室、視聴覚室の音漏れの改善
また、ドアの隙間からなる空気の音をなくしてほしい
 - 2)調理室専用出入り口の設置
来年度は改修の機会、従来の出入り口と両方を使用する
 - 3)食堂入り口を車椅子が通れるよう、広くしてほしい
 - 4)エアコンの調節を各部屋ができるように
ユニット型のエアコンにすれば、ドアの隙間の空気の音も同時に解決する
 - 5)利用者が活動中に利用できるワープロ（その場で記録などに利用できる）
 - 6)公運審資料コーナー、女性問題資料コーナーの設置および公民館本館利用者連絡会、サークル用の掲示板の設置
 - 7)音楽室の音響面の改善
床のカーペットや天井の材質は音を吸収し音楽室として不向き
 - 8)印刷機のそばに、横に拡げられる机がほしい
 - 9)調理室の下水道の排水の改善並びに、早く湯沸かし器の設置を
 - 10)コピー機の改善
A4、A3の紙を入れてほしい。コピー機の立ち上がりが遅い

11) 子供（特に赤ちゃんでも）が安心して過ごせる部屋がほしい。また、保育室の代わりに使える部屋を増やしてほしい

12) 集会室にもピアノがほしい

13) 音楽室を使えないことが多い

14) 備品のリストが見られるようにしてほしい

15) カセットデッキを新しくしてほしい

16) その他

ルーターの刃の替えを準備してほしい

茶碗が欠けている、替えてほしい

2. 集会室などの使用や、受付管理について

1) 空き部屋があったら当日でも変更できるようなシステムにしてほしい

・隣の部屋が音を出したり、こちらが音を出すなどの場合当日になってわかることがある。

2) 音楽室などの使用で、音が小ホールに影響がある日時は、申し込み時点で明確に伝えてほしい

3) 活動グループが増え、部屋が不足している。新しいグループには、すでに定期的に使用している部屋やグループを紹介して相互間でのトラブルのないように指導助言してほしい

4) 館の休日（特別な場合の）は、館内に掲示することで早めに知らせてほしい。

3. 催し物や、講座などの事業について

1) 都公連などの大会催しのポスター掲示を

2) 障害を持っている方たちが気持ちよく参加できるよう配慮を

3) 大規模な催しを年1回開くより、小規模でも年に2・3回あれば参加できる率が高くなる。また、女性学に限らず、小規模でも良いから専門家の話が聞きたい

4) 日程を決めるときは、その時間帯が定例日に当たっているグループに事前に連絡をしてください。申し込み時になって初めてわかり連絡調整に困っている。

また、主催事業で保育室を使用する予定の時は事前（数ヶ月前）に知らせてほしい。

5) 女性問題、人権問題、福祉問題など未開拓のテーマも必要ではないか

6) 文化連盟の主催事業ならいつでも集会室が使えるのはどうかと思う

7) 公民館主催の催し物はあまり面白くない、という声もある。利用者みんなが参加したくなるような、従来の形を変えた斬新な企画がほしい。

- 8) 保育付の事業を増やしてほしい。単なる保育付ではなく、子供がいても参加できる事業を
- 9) 事業の企画に当たり、市民の要望をいろいろな形で聞いた上で計画してほしい。

4. 職員への希望

- 1) 積極的に自己研修を積み「何をやっていいかわからない」と言うことが少しでもなくなるよう望む
社会教育の現場にいる意識と、市民の学習を支える大事な職であることに誇りを持ってほしい。そんな職員集団であることを望み、市民として応援したいと思う
- 2) 利用者のサークルの内容を良く把握してほしい
- 3) 笑顔がほしい。忙しいとは思うが挨拶ぐらい気持ちよくしたい。
- 4) もっと専門的な勉強を
- 5) 顔見知りの利用者だけでなく、自分の顔を覚えてもらい、名前も知ってもらうような態度がほしい。名札をつけることで、もっと親しみを持って接せられると思う。
- 7) 少ない人員で多くの仕事をこなさねばならず、多忙とは思うが、利用者に積極的に接触し、意見・要望・悩みなどを聞き業務に生かしてほしい。
- 8) 公民館は集会室などの貸し借り関係にのみ存在するのではなく、職員もそのための事務的なことのみに存在するのではない。使いやすい、市民のための公民館とするなら職員ももっと活動しているグループの中に入り、相談や助言に積極的に関わり、お互いの信頼感がもてる間柄になればと思う。

5. その他意見

- ・本館はのびのびと使用させてもらっている
- ・間口の広い公民館でいてください。市民生活を送る上で、安心かつ再生できところであったらうれしい。

添付資料：96公民館本館利用者連絡会アンケートまとめ その2

1996年12月25日

福生市公民館
館長 浜野 満殿

公民館本館利用者連絡会

会長 鳥居由幸

公民館利用に関する要望書（追加）

私たち公民館本館利用者連絡会では、公民館をよりよく活用していくために利用者に対しアンケート調査し、その結果を先に、要望書として提出いたしました。

その後の、公民館本館利用者連絡会において、下記の要望事項が前回の補足として出されましたので、ご検討くださるようお願ひいたします。

なお、検討結果については1996年11月提出の要望書にたいする回答と同時にしていただければ幸いです。

要望事項

1. 集会室などの使用、受付について

- 1) 時間単位での使用ができるようにしてほしい
 - ・午前、午後、夜間の単位のため、短時間の使用や、時間帯をまたがって使用する場合に、部屋の空いている時間が多く有効な使用ができない
- 2) 各月の申込日に、次の月の休館の日程及び主催事業による集会室の使用日、時間帯を掲示してほしい
 - ・前回要望書 2. 4) 項にたいする具体提案です

以上

福生市社会教育施設使用料検討準備会

報 告 書

平成6年6月及び9月議会における質問から“社会教育施設使用料の在り方について”の課題が提起され、社会教育部内の検討合意を図ること及び市民委員会等の検討機会設置が求められました。

このことに対応して、「社会教育使用料検討準備会」を平成6年10月26日に発足しまして、以来16回の検討を重ねてきたものです。

この検討準備会は、施設使用料にかかわり多様な視点角度からの検討を要するものであり、曲折は免れず大変時間を要するものとなりました。以下、検討を続ける中で重要事項を明らかにし、煮詰めることとなった内容です。

- ・社会教育存立の意義
- ・福生市社会教育基本構想（中間報告）
- ・社会教育機関使用料条例の制定経緯
- ・社会経済動向と学習文化施設の利用動向
- ・社会教育施設（機関）機能と位置付け及び文化施設の違い
- ・福生市使用料・手数料等検討委員会報告書（料金基準等）
- ・施設使用料の実情： 各施設条例、 使用料収入、 稼働率、 施設維持管理費、 他市比較等
- ・文化施設等の貸出しと活用の考え方（社会動向に照らして）

今回の社会教育施設使用料問題の検討から、

第一に「社会教育施設の位置付けと減免について」を中心に検討を重ね、市民への学習機会（場）の提供として減免措置の必要性が確認された。

この点において、減免団体認定基準については各施設においてさらに整備することとした。

第二に「料金の改定について」は、文化施設及び社会教育施設を減免外使用する際の料金の見直しの必要性を確認した。

今回この点での結論としては、社会経済の景気低迷等から料金改定は先送りし（4年に1回見直し）、施設利用の維持・向上にむけたこととした。

以上の点を骨子に別紙のとおり報告いたします。

尚、この報告書においては社会教育部の検討結果として報告する
ものですが、使用料検討市民委員会等の設置については今後の課題
となっていることを付記します。

平成8年10月

社会教育施設検討準備会

社会教育施設使用料検討準備会（報告）

1. 社会教育施設使用料問題の発生と課題

（1）経過について

社会教育施設使用料は、平成6年6月議会における体育施設及び体育館の使用料改定を契機に検討課題が発生した（別表改定後の貸出基準参照：改定前の料金からみると体育施設全体で50%のアップ率を目指し、減免措置では体育団体〔体育協会所属〕の免除を廃して、高齢者や少年団体も1/2負担減額となる等）。

議会一般質問では、市民委員による検討の場をもつことや社会教育施設の位置づけと負担の根拠等を明らかにすることで総務委員会に付託され、後日この改定は可決されることとなった。このことから今後社会教育部局内で各社会教育施設の使用料の在り方について検討合意を求められることとなる。これを受けた9月議会では以下の質問がされた。

①体育施設等の使用料が改正されたが、市民から“他の社会教育施設についても使用料の改正が波及するのではないか”と心配されている。今後市としてはどう考えているか？

②公民館等が担う役割や位置づけについて再確認したい。

これに対し①については、“社会教育団体の使用は無料の原則が望ましい。あるいは、受益者負担の原則をとるべき”などの市民意見があり、使用料等の適性な在り方について市職員による検討準備会を設置していく、その後市民各層の方々にお願いしての検討会を組織していく方向。

②については、社会教育法と戦後日本の社会変化の中から公民館が創成期から現代にいたる「人づくり・まちづくり」を担う文化的都市づくりの基礎・必需施設であることが、教育長から答弁された（詳細は答弁書参照）。

以上の経過から、平成6年10月に“社会教育施設使用料検討準備会”が設置され、検討を開始したものである。

（2）行政社会教育存立の意義について

上記を契機に、市民や議会から社会教育（施設・機関）における存立の意義と使用料の在り方（公民館等）の根拠が問われることとなった。これについては以下に示すものとする。

1) 社会教育（施設・機関）の成り立ちと役割について

戦後日本の国土荒廃の中には、郷土の復興・創造及び民主主義社会の形成を目指し、昭和24年社会教育法が制定された。

◇社会教育法第2条 “社会教育の定義”：「社会教育」とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

◇ 同 第3条“国及び地方公共団体の任務”：国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作成、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

このことを確認し、
公民館は社会教育法20条により、その設置目的を「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ものとしている。

上記の社会教育法の趣旨を実現するために、公民館のみならず図書館・体育施設等、各種社会教育施設の設置が全国各地にすすめられてきたものである。

さて、このような社会教育施設をより所に、

- ①戦後は郷土の復興と民主社会形成にむけられてきたこと。
- ②昭和46年国の社会教育審議会による建議答申では「急激な社会変化に対応した社会教育の在り方について」が出され、人口構造の変化、都市化、核家族化、工業化に対応した社会教育の役割を見いだす事となり、
- ③現在では、国際化、情報化、高齢化、自然環境保全など、かつての社会変化とは質的に異なる大きな課題の発生をみており、これに対応した社会教育・生涯学習（行政）の役割が益々高まっていること。

このことから、戦後の各時期に生じた新たな社会変化において、常に市民（住民）生活の向上とまちづくりへの理念や在り方が一貫して追及されてきているとともに今後も展開されなければならない。

2) 福生市公民館使用料条例について

社会教育施設の使用料については、社会教育法の精神をもとにした図書館法の無料規定以外には使用料上の法規定は無い。福生市における体育施設、公民館、地域会館等は市民のおこなう“学習・文化・スポーツ・地域福祉増進及び公益”に対して使用料を減免し、それ以外の活動について使用料を徴収する規定となっている。

このことは国の立法による図書館は別として、その他の施設については使用料において、自治体独自の判断によって決められる性格のものである。つまり市民の意向・まちの進路に従っての行政施策案（市民からの陳情・請願含む）が議会の審議・議決を経て執行されるものである。

さて、このことを基本に、公民館における使用料に関する自治体の判断（市民的合意）が現公民館条例に結実しているので、この点について確認しておくこととする。

昭和52年の市民会館・公民館開館をひかえた昭和51年9月、市議会総務委員会において、「市民会館及び公民館の使用料に関する陳情書」が、青年・婦人・文化団体が合流した団体から約1250人の署名をもって提出、受理、議題とされることとなった。

〈以下陳情文の一部抜粋〉

福生市を眞の文化都市にするため、そして公民館が本来の目的である「人づくり、まちづくりの拠点」となるために、左記により「原則無料化」を是非ともよろしくお願ひ申し上げます。

一記一 沢山の意見をまとめて提出する

①市民が営利を目的としない教育・学術・文化の活動のための公民館使用の場合は、その使用料を無料とされたい。

②市民が大ホール利用の場合、前項の条件を具備する場合、無料若しくは減額措置されたい。

③小ホール部分は、公民館の一部とされたい。

④福祉会館の2・3階部分を公民館の一部とされたい。

このことに対する議会の審議は昭和51年9月議会を始めとして、12月議会、翌年52年1月議会と継続審査し、3月議会総務委員会において

◇①議案：福生市民会館条例、②議案：福生市公民館条例が提案され、原案通り可決された。

◇陳情については①第1項は採択し、②第2項～4項については不採択と決定した。

以上の審議を経て、公民館の使用料については「法20条の目的で使用する場合及び教育委員会が公益上必要であると認めた場合を除き、使用料を徴収する。」ことが公民館条例第11条に明記されるものとなった。（議事録参照）

以上、自治体独自の判断による使用料に関する取り扱いは、議会を通しての市民的な合意として現在に至る。こうした結果としての条例を大切にし、執行することが自治体行政の本務となる。

(3) 使用料問題の提示する課題について

現在の日本経済における景気低迷は、一般的な税収減による財政逼迫をみており、公共料金の値上げ、受益者負担が叫ばれ、一定の収入・財源確保の施策が考えられているとともに財政支出を極力抑える施策となってきた。自治体の健全財政運営を図ることは基本的な課題である。

このことと同時に、福生市の基本構想にある通り、将来への進路に従っての施策展開に関して、財政支出（投資）は持続する必要性が土台の部分をなしている。

社会教育施設の使用料において、仮に、市民の学習・文化・スポーツ・地域福祉増進のために減免するという現行規定の変更を考える場合は、社会教育の法・条例を土台から見直す必要が出てくる。また経済社会の現況に限らず、市民にあっては、たえず施設が公共的（税）に運営される意味として、「人づくり・まちづくり」が意識され、これへの参加と推進がなされていくことが望まれる。

使用料の減免・料金改定については、市民的な合意によって決定されるべき性格であることを改めて確認し、基本的課題として位置付けるものとした。

そこで、以下に使用料の検討事項及び課題と思われる事項について列挙する。

◇行財政及び受益者負担の論理：税は公共的「共同処理」をおこなうものであり、市行政における受益者負担の種類と考え方が提示された。これに対応して社会教育施設、文化施設の位置付けを明らかにする課題の発生。

（平成4年10月 福生市使用料・手数料検討委員会報告書、参照）

◇社会教育と文化の違い：行政社会教育は一定の教育の目標及び方法（プログラム）を伴うものであり、文化行政においてはこの目標・方法に対して不介入である。という違い。

◇社会教育の方法：①奨励援助（指導助言、場、もの、金）、②主催事業（働きかけ）を行う。

◇行政社会教育の分野：（図書館 公民館 博物館 体育施設〔体育馆〕）社会教育計画。

→教育機関と施設の違い

◇民間における学習活動：（業としての）活動と行政社会教育の違いについて

◇社会教育施設を使用するのは一部の市民であるという声：使用の広がりがあっても、使用しない市民層があれば必ずこの議論は残る。（個人的な受益か、義務教育でない）

◇使用料金改定の問題点：社会経済の動向から必要となる（福生市議会でも4年に1回の見直しの実施が確認されている）。有料を基本とする文化施設（文化行政）について、現情勢下での料金の取り扱い（値上げ）は、利用率（低下）との関係から大きな問題となっており、公立文化、スポーツ施設はもとより民間各種施設においても議論が分かれる。

2. 社会教育施設使用料検討準備会の展開について

（1）検討準備会の設定とその進行について

検討準備会の設定については（平成6年8月の府議資料参照）、検討準備会構成を社会教育各部局と学校教育部（一部所）の庶務担当係長以上を中心とし、企画財政担当係長・課長とする（以後構成若干増）。事務局は市民会館・公民館とし、検討対象の施設は社会教育部所管及び関連の施設を中心とし、検討後は仮称「福生市使用料等検討会」（各方面の市民による構成）の設置を想定し（時期未定）、スタートした。

経過

第1回	H 6. 10. 26	・準備会の設置について
第2回	" 11. 18	・市使用料等検討委報告書の説明、・体育施設使用料改定経過
第3回	" 12. 22	・公民館の使用料について、条例制定と減免の取り扱い
第4回	H 7. 2. 15	・社会教育計画と施設計画、・市民会館料金改定経過（茶室含）
第5回	" 3. 16	・教委施設貸出し基準、・市教育施設使用料検討会設置要綱案
第6回	" 4. 26	・当検討会の経過及び構成の改正と小委員会方式での検討へ
第7回	" 5. 24（小委員会）	・社教部所管各施設の位置づけ、役割、機能の検討
第8回	" 6. 23（"）	・社会教育部所管の各施設の位置づけ整理
第9回	" 8. 1（"）	・社教各施設の維持管理費と減免額加算による比較
第10回	" 9. 22（"）	・同上の検討と（夜間受付問題について一臨時）
第11回	" 10. 25（"）	・使用料問題の今後の進め方（以後継続中）
第12回	" 11. 30（"）	・各施設の減免及び料金の取り扱いについて
第13回	H 8. 1. 30（"）	・同上、今後の検討事項について
第14回	" 2. 28（"）	・各所管施設の料金見直しの考え方について
第15回	" 5. 15（"）	・まとめの資料確認
第16回	" 5. 24（全体会）	・部内全体でのまとめ確認

以上16回にわたる検討準備会及びその後の報告文書整理等実施してきた。

（二）社会教育施設の位置づけと減免について

討議に段落をつける必要から、福生市の社会教育部が所管する各種の施設について、改めて計画と蓄積の根拠を示し、多様であると思われる施設の個々の性格や位置づけを整理することが不可欠であることから、以下のようにまとめた。

（2）社会教育施設の位置づけと減免について

（添付の“社会教育・学校教育施設等の設置目的及び貸出基準”資料2枚参照）

福生市の社会教育部所管の施設配置計画は、

①昭和49年7月“福生市コミュニティ研究会”による「福生市のコミュニティはどうあるべきか」報告書において、施設配置計画の基本・基礎的な在り方を示している。

②昭和50年12月“福生市社会教育委員会”による「福生市社会教育基本構想」中間答申と、これにもとづく各施設（機関）の目標・方針により、現在の社会教育所管の施設体系及び事業活動が設定され、運営されるものとなった。

のことから、

◆第1に、福生市のコミュニティ施策は、施設面では“学习等供用施設”を町内会に移管するのではなく、行政社会教育が所管し運営にあたり、小学校区を1つの単位に設定し、これを地域会館として配置し、都市化・核家族化による人々の孤立化に対応し、地域での生活共同を目指す社会教育施策として地域コミュニティの形成にむけるものとしている。

◆第2に、これが社会教育の中心施策となるが、図書館、公民館、博物館（未設置—郷土資料室は図書館内）、体育館が福生の社会教育機関（4本柱）として位置づけられることにより、現在までの整備がすすんできている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条）

また、社会教育機関である要件については、まず行政社会教育は一定の目標・方法（プログラム）をともなうものである。つまり、教育とは意図的・組織的に、より価値的に高いものを形成する行為である。そのために一方では、社会教育振興計画及び環境条件の整備を図る教育行政（社会教育部=課）が位置付けられるとともに、もう一方では独自にその固有の教育機能を発揮する場（例えば中心機能として：人と人=公民館、図書資料と人=図書館、文化財と人=博物館などの教育作用をもつ）が教育機関として位置づけられる。その双方の作用が相俟って社会教育の目標を達成しようとするしくみである。後者のように奨励援助（指導助言・情報資料提供=人・職員、学習の場、もの=教材教具、金）や主催事業の開催等を通して市民の学習を奨励する機能を備えたものが教育機関である。この点を中心核にして社会教育施設の整備が図られてきた。

◆第3に、福生市は、文化行政における文化施設の管理運営を市長からの委任事務（補助執行）

として教育委員会社会教育部が所管している。このことは多様な文化諸活動に対応しつつ社会教育行政（機関）の機能を果たしていこうとするものであり、人づくり・文化的都市づくりにむけて、相乗的な効果を得ようとするものであり、小さな自治体として合理性を図るものである。

この総合的な目標の達成において、社会教育部が所轄し、また学校開放による施設活用ほか文化施設の管理運営など執行等多岐となるが、施設運営に混乱をきたさないようにするためにや効果的な運営のために上記第1～3をもとに以下の整理をした。

- ①社会教育機関（図書館、公民館、博物館－〔郷土資料室：図内〕、体育館）→法的及び福生市社会教育計画の根拠。
- ②コミュニティ形成への社会教育施設（地域会館）
- ③屋外体育施設（グランド、テニスコートほか各種）－社会教育機関の要件備えず。
- ④文化施設（市民会館、茶室“福庵”、ブチギャラリー）
- ⑤学校施設（学校開放＝教室、校庭、体育館）

に分類と位置づけがなされよう。

そこで使用料の減免についてであるが、①における図書館は、国の法律により使用料が無料の（e x 図書の貸出し等＝個人学習の公共的保障）規定がある。公民館は前記条例制定経緯から社教法20条目的の活動は使用料免除（公民館条例第11条）とされている。体育館は使用料改定後の減免措置となっている。これらはいづれも公共的に運営される教育機関であり、民間のカルチャーセンターで業として営まれる行為（営業）とは一線を画すものである。それゆえ市民生活や文化都市形成への核としてこうした減免措置は継続することが望ましい。

②については、地域コミュニティの形成の展開において、徐々（地域活動の一部）に市民共同の活動が芽吹きつつあるように思われるし、これを支援する施策の研究（地域会館活用）も必要と思われる所以、現行改正を当面しないことが望ましいと考える。

⑤についてのこの施設使用は、社会教育活動のための学校施設の開放（かつて社会教育施設未整備であったためや社・学の連携）という趣旨がある。また福生の現状とは若干異なるが、一部動向では、児童生徒数の減による空き教室の活用を、地域福祉の増進といった施策に活かそうという見方もある。ともあれこの学校開放の趣旨から現行の使用方法を改定（使用料算定基準等明示）することは極めて困難であるようだ（学校教育部）。

以上、“使用料問題に関する減免措置”等の角度からの検討は、これまでの福生の社会教育の計画・歴史を整理するとともに、改めてそれぞれの施設の位置づけを点検する機会となった。（この資料は市民検討会への付託の際、現体制の形成を明示できるものの一つ）と言えよう。

また、この蓄積が今後の生涯学習推進計画策定やそれへの市民的な参加の主な基盤となっていくことを意識して、一つの段落とする。

*尚、①②⑤の減免団体認定基準については、所管の各施設毎での整備に加え、整合を必要とする場合は部内全体で調整が必要となろう。

(3) 社会教育部所管施設使用料金の見直しについて

前項の検討整理から、I ③④の使用料の取り扱いと、II 図書館を除く各施設は、概ね「免除活動・団体以外は使用料を徴収する（ex会社団体、政党、宗教、市民以外の活動）」規定となっており、これらの使用料（料金）の取り扱いが課題となる。

そこで以下に料金に関する検討事項を列挙する。

◎「福生市使用料・手数料検討委員会の報告書」からその各種項目（受益者負担の種類と考え方等）を検討し、・維持管理費の実態、・他市との使用料比較、・施設整備度（稼働年数）や交通の便（駐車場）→営業効果、・利用状況（稼働率）、・「社会動向に照らした施設貸し出しの考え方」、最終的に「使用料算定基準及び料金」→値上げならば現料金からふさわしい額、稼働率向上の場合でもどの程度の利用率と収入額にするか。ほか。

このことは行政課題として大変難問であることを認識し、苦慮したものであるが、今後の検討会に委ねたい。

尚、検討準備会では、社会経済の現状況を勘案し、料金改定よりも利用向上を図ることで現段階の結論とした。

*料金については「施設の設置目的及び貸し出し基準」(別表)の「試案」の欄を参照。

施設名	設置目的・位置付け	種別	現団体	有料団体	行 行 行 行 行	試 料 團 體	減免	案 團 體
図書館	市立図書館条例：図書法第10条の規定に基づき、市立図書館を設置する。 ◎ 福生市社会教育計画、図書法第10条、図書法第17条、地図法第30条等	貸出部分 (図書、CD、カセット、16ミリ、スライドほか)	なし	市民、在勤、在学貸出 無料 その他閲覧自由 (入館者すべて)	なし (現行通り) (図書館法の関係で 有料にはできない)	なし (現行通り)	市民、在勤、在学貸出 無料 その他閲覧自由 (入館者すべて)	市民、在勤、在学貸出 無料 その他閲覧自由 (入館者すべて)
わかぎり分館 わかたけ分館	社会教育機関（教育行政）管理者 教育委員会 ◎ 体育館条例：市民体育、レクリエーション、緊急時の施設の充実に対する 体育馆を設置する。	主競技場 柔道場 会議室ほか	・右以外の施設は、個人で不在住 在学、それ以外のもの、個人 小、大人 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上	・市立の公共団体 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上	・吉田以外の施設団体、個人で不在住 在学、それ以外のもの、個人 小、大人 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上	・吉田以外の施設団体、個人で不在住 在学、それ以外のもの、個人 小、大人 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上	・吉田以外の施設団体、個人で不在住 在学、それ以外のもの、個人 小、大人 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上	・吉田以外の施設団体、個人で不在住 在学、それ以外のもの、個人 小、大人 ・市立委員会 ・市立中学校、幼稚園、保健園 ・市立、嘱託者 ・市立、外、65歳以上 ・委員会が必要とする 5割以上
体育館 福生体育馆	社会教育機関（教育行政）管理者 教育委員会 ◎ 健康社会教育計画、地図3条、7点一括認定制度12条	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%	・入場料徴収 500% ・市外利用 300%
体育施設	体育館条例：市民の健康新しい、その施設の充実及び社会教育の振興のため 体育馆を設置する。	グラウンド プール テニスコート 野球場ほか	同	同	同	同	上	上
学校施設	社会教育施設（教育行政）管理者 教育委員会 ◎ 健康社会教育計画、スポーツ振興法	教室 体育館 校舎	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	社会教育、その他の施設 使用されていない (月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)
学校施設	学校施設整備条例：福生市が学校の施設設備の整備に際して必要な事項を 定めん。(月上部、及び学校教育施設の使用に関する規則)	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。	学校施設の整備に賛成して スポーツ及びリクリエーションにかかるも。
学校施設の社会教育活動への使用（教育行政） 設置管理者 教育委員会	校庭 照明	すべて有料(1h 1000円)	減免なし	すべて有料(1h 1000円)	減免なし	すべて有料(1h 1000円)	減免なし	すべて有料(1h 1000円)

社会教育施設・学校教育施設等の設置目的及び貸出基準

施設名	設置目的・位置付け	種別	現行			試行	有料団体	減免団体	減免団体
			有料団体	減免団体	減免なし				
市民会館	市民会館条例：市民等の福祉を整備し、文化の向上を図るため、正規会館を設置する。	大・小ホール	すべて有料	すべて有料	すべて有料（現行通り）	すべて有料（現行通り）	すべて有料（現行通り）	減免なし（現行通り）	減免なし（現行通り）
公民館	公民館条例：住民参加型第2条の目的を達成するため、同法第24条の規定に基づき、公民館を設置する。	会議室第1～第8 展示室 リハーサル室 備品・設備等	・右以外の団体、個人 ・人情物語の鑑賞 ・音楽・講習等科	・市内の公共団体 ・市社会教育・社会福祉日用品販売 ・地方公共団体 ・個人 ・音楽・講習等科	・右以外の団体 ・市内料金の40%～00%（近隣の会員と比較して料金の程度がものではなくいか） ・音楽・講習等科	・右以外の団体 ・市内料金の40%～00%（近隣の会員と比較して料金の程度がものではなくいか） ・音楽・講習等科	・市内の公団団体・免除 ・市内社会教育・社会福祉日用品販売 ・音楽・講習等科	・市内の公団団体・免除 ・市内社会教育・社会福祉日用品販売 ・音楽・講習等科	・市内の公団団体・免除 ・市内社会教育・社会福祉日用品販売 ・音楽・講習等科
文化施設（文化行政）、設置管理者：市長（委任権）	文化施設（文化行政）、設置管理者：市長（委任権）	食堂	月額 51,000円	設備投資分	月額 51,000円（現行通り）	設備投資分	月額 51,000円（現行通り）	設備投資分	月額 51,000円（現行通り）
松林分館 白梅分館	社会教育機関（教育行政）體育委員会 茶室	会議室 茶室 立柱	・講習室、美術工作室 ・音楽室、陶芸室 ・会議室（第1～第8会議室） ・茶室（第1～第8会議室） ・立柱	・右以外の会議室 ・委員会が公益上要めたもの ・物品は社会教育団体のみ ・市内の公共団体	・右以外の会議室 ・委員会が公益上要めたもの ・物品は社会教育団体のみ ・市内の公共団体	・右以外の会議室 ・人情物語及びそれに係するものの鑑賞 50%増	・右以外の会議室 ・人情物語及びそれに係するものの鑑賞 50%増	・右以外の会議室 ・人情物語及びそれに係するものの鑑賞 50%増	・右以外の会議室 ・人情物語及びそれに係するものの鑑賞 50%増
地域会館 長木かで わかさりわかさり医療 もくせい（音工） 田舎（弓道場）	地域会館条例：地場社会の福祉の増進と文化の向上を図るため、地域会館を設置する。 ・社会教育課 （地域コミュニケーションセンターの運営） ・児童生徒数 （地区コミュニティ形成の機能・小学校区に1館） （地区社会教育計画）	会議室 和室 集会室 (学童保育室) 社協に委託	右記以外の会議室 ・市内の公共団体 ・市内その他の公團の主催 ・市、その他の公團の委託 ・市立学校・幼稚園・保育園 ・市、地方公共団体 （現行通り）						
ブチギヤラリー	ブチギヤラリー条例：市民の文化の向上を図るため、アチャラリーを設置する。 （平成3年7月オーナー）	社会教育施設 管理者 市長	右記以外の会議室 ・市内その他の公團の主催 （第1，第2 第3）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）	右記以外の会議室 （設立当初は施設面倒難倒性の問題があることから借り入れて公会堂を公費と割りたときまし……。免除）

社会教育施設等使用料検討準備会について

平成4年10月に福生市使用料・手数料等検討委員会よりの報告書に基づき、公共施設等の受益者負担が生じる行政サービスを対象に、その適正な負担を求めています。すでに体育施設については、平成6年10月より改訂されました。社会教育施設の使用料等の適正なあり方について市職員による検討準備会を設置する。その後において、市民を主体とした検討委員会を設置し定期間審議を願い、その提言に基づいて、市としての方針を出し、公聴会等を経たうえで結論を出していく予定。

1. 準備会の設置

企画調整課長、企画調整担当主査、財政課長、財政係長、市民会館・公民館長、管理係長、事業係長、図書館長、管理係長、社会教育課長、社会教育係長、体育館副館長、社会体育係長、学校教育部庶務課長、施設係長

検討期間 平成 6年10月～平成 年 月

2. 社会教育施設等

市民会館、公民館、図書館、郷土資料室、地域会館（わかぎり会館、わかたけ会館、松林会館、白梅会館、扶桑会館、かえで会館）、チギヤラリー、茶室、学校施設（教室、体育館、校庭、照明施設）

3. 体育施設使用料改訂までの経過（参考）

4. 各施設の条例、規則（関係部分抜き）、法令（関係部分・その他の資料）

5. 福生市使用料・手数料等検討委員会報告書（H4.10月）

6. 施設の状況

開館年、規模、工事費、収入の状況（3年間位）維持管理費（3年間位の人物費、消耗品費、光熱水費、修繕料、委託料、通信運搬費、手数料、保険料等）

利用状況（有料・無料別）、利用団体の状況、職員数、勤務体制（委託含む）

7. 各施設使用料改訂の経過（開館時より）

8. 他市の状況（各施設ごと）

9. 市予算の内容 関係施設予算（決算状況）、受益者負担率の状況

10. その他

・改訂等、改訂後収入見込額計算

・3ヵ年間位の平均維持管理費に対する収入割合（%）

・各施設無料団体を有料にした場合の試算

・原価計算

・有料・無料の範囲（減免）の考え方・対象団体・なぜ有料か、無料か

11. 社会教育施設等使用料検討委員会（仮称）の設置（事項の検討→提言）

社会教育施設等使用料検討委員会設置要綱の作成

問題提起（使用料のあり方、既定使用料の見直し、その他使用料等に係わる事項等）

（組織例）文化協会、商工団体、学校関係、町会、公連審、社会教育委員の会、利用者、福祉団体、体育協会、市P連、青少協、老人会、学識経験者、市職員

審議期間 平成 年 月～平成 年 月

12. 公聴会等

利用者団体等、社会教育委員の会、公民館運営審議会、体育協会、町長協議会、福祉団体、学校関係他

13. 市としての方針決定、序議、議会、教育委員会等への対応、その他

付記

第7回目より検討を更に深めるため“小委員会方式”を取り、座長1人、社会教育部各所管課の庶務担当係長6人、学校教育部施設係長1人及び企画財政2人の原則構成で進め、全体会で報告検討する方法で展開することとした。

基 準・要 領

「福生市公民館利用団体」事務取扱基準

(趣旨)

1. 社会教育法20条の目的にそい、市民が自らの教養を高め、健康を増進させ、ゆたかな情操を育てるため、公民館を利用して活動している団体を『福生市公民館利用団体』（以下『利用団体』という）として位置づける。

この基準は、公民館が『利用団体』として位置づける判断の基準及び手続きを定めるものとする。

(要件)

2. 『利用団体』とは、社会教育法20条の目的にそい、活動をしている団体で次の各号に掲げる要件を満たしていること。

1. 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。

2. 政治、宗教、営利活動を目的としない団体であること。

3. 団体の構成員は3人以上で、当該構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学していること。

4. 団体の代表者は市内に在住していること。

(報告)

3. 前年度の活動実績を毎年4月末日までに報告する。なお、提出した活動実績は広く公開するものとする。

(判断)

4. 『利用団体』として活動しようする場合は福生市公民館利用団体資料を提出するものとする。提出された資料に基づいて、公民館長が判断するものとする。

(変更)

5. 提出した資料に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。

(取り消し)

6. 公民館長は団体が第2項の1~4の要件を欠いたとき、及び団体として社会教育法20条に照らし不適当と認める場合は『利用団体』の取消しをすることができる。

(実施)

7. この基準は、平成7年10月1日から実施する。

自主団体への講師派遣に関する取扱い要領

第1条 [趣旨]

この取扱い要領は、福生市公民館が、公民館を利用する団体の活動を推進するため実施する講師派遣の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 [派遣対象]

- 1 講師の派遣は、市補助金交付団体を除く、市内にあって公民館で自主的に学習活動をおこなっている5人以上の団体とする。
- 2 前項の団体には、営利を目的とする団体、特定の政党活動や宗教活動を目的とした団体、および体育・レクリエーション団体はのぞくものとする。

第3条 [派遣]

- 1 講師は、団体の求めに応じて、公民館が予算の範囲内で委嘱し派遣する。
- 2 講師派遣は、1団体年1回とし、謝金は税込み10000円を限度とし、公民館主催事業に準じ支出する。

第4条 [公募]

- 1 派遣団体の募集方法は年1回公募によるものとする。
- 2 公募は公民館内に掲示しておこなう。

第5条 [応募]

派遣を希望する団体は別途申請書にもとづき応募するものとする。

第6条 [派遣の決定]

- 1 派遣の決定は、公民館がおこなう。ただし、応募団体が多数の場合は、公民館があらじめ指定する日時・場所に応募団体の参加を得て、話し合いを経て決定する。
- 2 前項の話し合いに参加する代表は、当該団体1名を原則とし、他の応募団体の代表をかねることはできない。
- 3 前2項の話し合いに欠席した団体は棄権したものとみなす。

第7条 [報告]

派遣を受けた団体は、派遣を受けた日から1ヶ月以内に報告書を提出しなければならない。

第8条 [公開及び広報]

派遣を受けた団体は、派遣事業について広く市民に公開し、その開催を広報するものとする。

付則 この取扱い要領は、昭和59年11月1日から施行する。

社会教育団体への福生市民会館大・小ホール借上料援助事業に関する

取扱い要領

第1条 [趣旨]

この取扱い要領は、福生市公民館が公民館を利用する社会教育団体（以下「団体」という）の活動を推進するため実施する福生市民会館大・小ホール（以下「ホール」という）借上料援助事業の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 [援助対象]

ホール借上料援助の対象は、市内にあって公民館で自主的に学習活動をおこなっている5人以上の団体とする。

2、前項の団体には、営利を目的とする団体、特定の政党活動や宗教活動を目的とした団体は除くものとする。

第3条 [援助]

ホール借上料は、団体の求めに応じて、公民館が予算の範囲内で援助する。

2、ホール借上料の援助は、1団体年1回とする。

第4条 [公募]

援助を希望する団体の募集は、年1回9月に次年度分の事業予定を公募により受け付けるものとする。

2、公募は、市広報に掲載するとともに、公民館内に掲示しておこなう。

第5条 [応募]

援助を希望する団体は、別途申請書に基き応募するものとし、これを受けて公民館は次年度分の予算要求をおこなう。

第6条 [援助の決定]

援助の決定は、予算確定後公民館がおこなう。ただし、応募団体が多数の場合は、公民館があらかじめ指定する日時、場所に応募団体の参加を得たうえで、話し合いを経て決定する。この場合においては、市の補助金を受けていない団体を優先するものとする。

2、前項の話し合いに参加する代表者は、当該団体1名を原則とし、他の応募団体の代表者を兼ねることはできない。

3、前2項の話し合いに欠席した団体は、棄権したものとみなす。

第7条 [後援申請]

援助が決定した団体は、「後援名義等使用申請書」を提出しなければならない。

第8条 [会場使用申請]

会場使用の申請は、公民館がおこなう。
2、会場責任者は、団体の代表者とする。

第9条 [報告]

援助をうけた団体は、援助事業を終了した日から1ヶ月以内に報告書を提出しなければならない。

第10条 [公開及び広報]

援助をうけた団体は、援助事業について広く市民に公開し、その開催を広報するものとする。

第11条

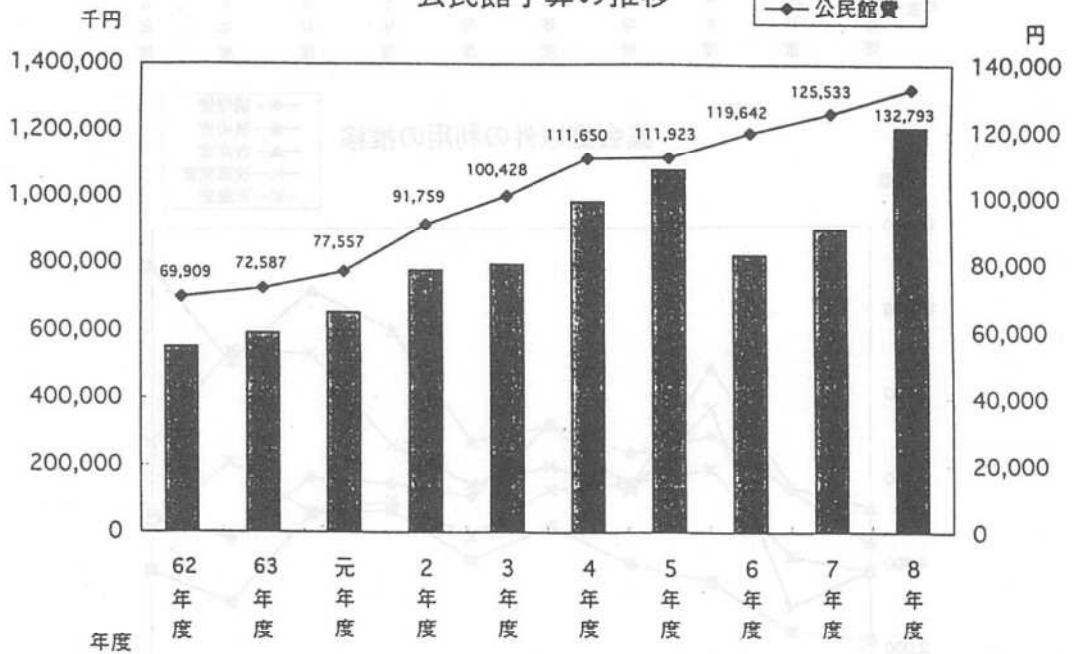
その他必要な事項は、公民館長が定めるものとする。

附 則 この取扱い要領は、平成元年9月1日から施行する。

公民館予算の推移

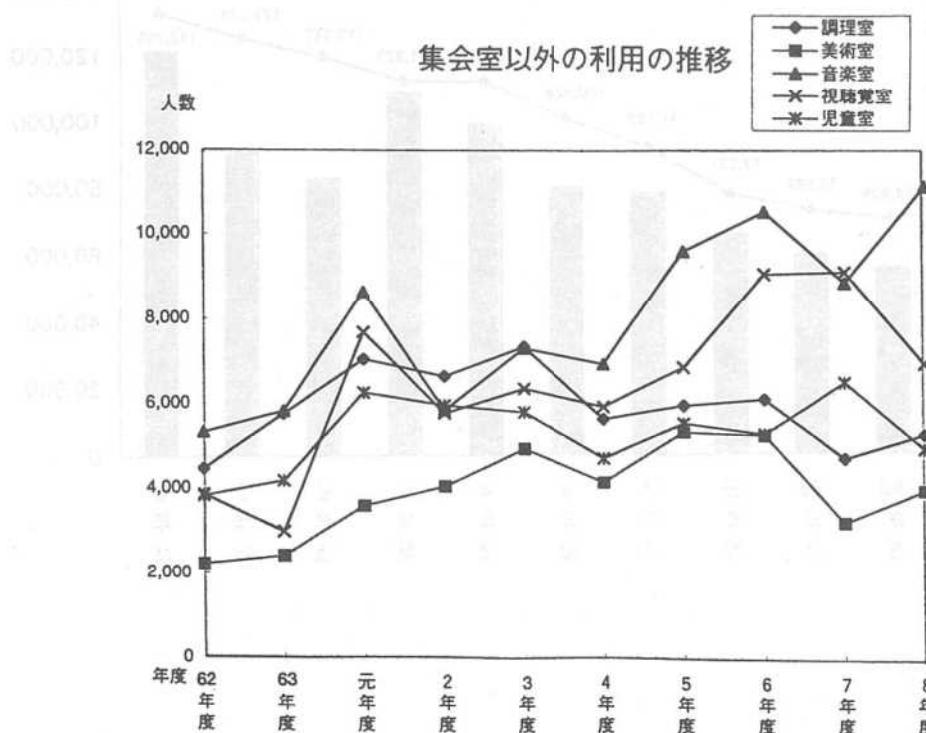
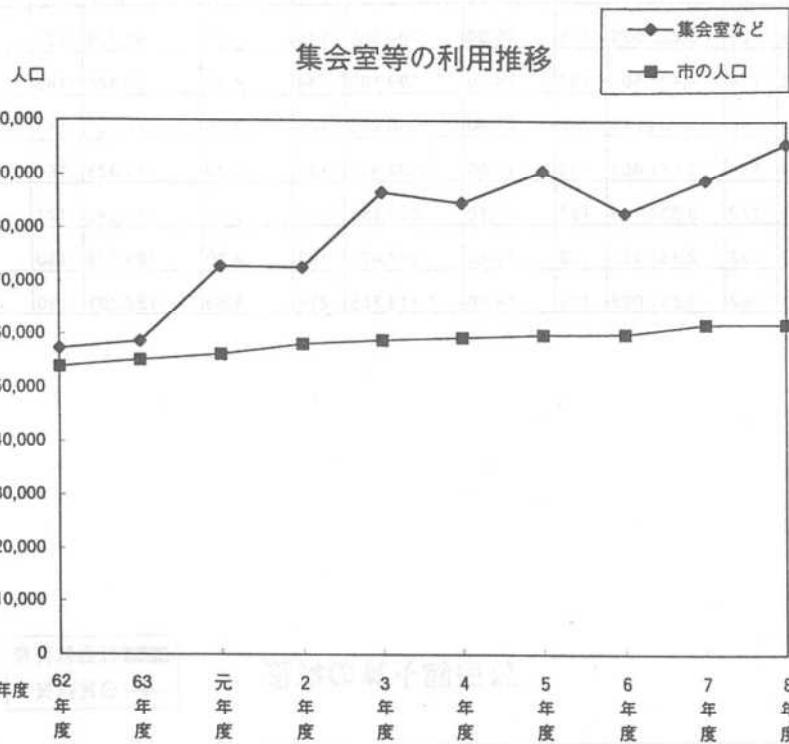
	一般会計	指数	教育費	指数	構成比 (%) 教育費 (一般会計)	社会教育費	指数	構成比 (%) 社会教育費 (一般会計)	公民館費	指数	構成比 (%) 公民館費 (一般会計)	人口一人 当りの 公民館費
62年度	13,517,453	100	2,862,078	100	21.20	553,612	100	4.00	69,909	100	0.05	1,297
63年度	14,481,166	107	2,479,984	87	17.10	594,500	107	4.10	72,587	139	0.05	1,315
元年度	14,473,060	107	2,882,771	100	20.00	655,527	118	4.50	77,557	111	0.05	1,379
2年度	17,307,351	128	3,280,056	115	19.90	780,585	140	4.50	91,759	131	0.05	1,579
3年度	18,207,410	134	4,497,503	157	24.70	799,188	144	4.40	100,428	143	0.06	1,706
4年度	21,113,043	156	5,785,210	202	27.40	988,603	178	4.70	111,650	159	0.05	1,881
5年度	20,082,699	154	3,511,809	123	16.80	1,082,932	195	5.20	111,923	160	0.05	1,869
6年度	23,084,019	170	3,937,168	137	17.10	829,193	149	3.40	119,642	171	0.05	1,992
7年度	21,260,917	157	2,931,323	102	13.80	907,624	163	4.30	125,533	180	0.06	2,028
8年度	21,884,391	162	3,251,029	113	14.90	1,213,385	219	5.50	132,793	190	0.06	2,144

公民館予算の推移



利用者の推移

	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
集会室など	57,267	58,637	72,773	72,557	86,620	84,704	90,781	82,834	89,018	95,827
調理室	4,455	5,744	7,042	6,672	7,376	5,665	5,985	6,156	4,777	5,345
美術室	2,222	2,415	3,589	4,077	4,967	4,168	5,361	5,307	3,260	4,018
音楽室	5,318	5,813	8,643	5,871	7,337	6,963	9,639	10,576	8,915	11,189
視聴覚室	3,858	2,984	7,681	5,797	6,386	5,956	6,885	9,116	9,171	7,018
児童室	3,824	4,174	6,254	5,983	5,833	4,737	5,571	5,342	6,572	5,003
市の人口	53,895	55,190	56,227	58,111	58,866	59,326	59,879	60,049	61,895	61,942



編 集 後 記

福生市公民館が開館して20年の歳月が過ぎました。

その節目として、この機会に20年の歴史を振り返り、今後の公民館の発展を願い、ここに『あゆみ—公民館開館20周年記念誌』を刊行することができました。

さて、福生には、福生市公民館（本館）、福生市公民館松林分館、福生市公民館白梅分館の3館の公民館があります。公民館のあゆみを振り返る記念誌は、既に『公民館10年のあゆみ』を昭和63年3月に、『松林分館10年のあゆみ』を平成3年3月に、『白梅分館のあゆみ』を平成4年3月に刊行しています。

『公民館10年のあゆみ』では公民館ができるまでの社会教育前史を含め、福生市公民館が開館してからの10年を中心に他の分館のあゆみも含めた、福生の社会教育史的色彩の強いものでした。その後、発刊された各分館の10年史はそれぞれの公民館の活動を中心に編集されたものです。

公民館単位で、記念誌を発刊することは、三多摩の公民館でも特色ある取り組みです。これは、公民館で学ぶ市民の活動や、館、地域の特色がその館独自の歴史をつくりだしているからです。また、この間に、各分館に人員増がなされ、3名体制になりました。ですから、分館は制度上、独立

館ではありませんが、その色彩の濃い会館運営がなされていると言えます。

このような経過をふまえ、今回の20年史は次の2点を枠組みとして編集しました。①福生市公民館（本館）及び3館の合同事業を中心とする、②対象年は、既刊の『公民館10年のあゆみ』とは極力重複をさけるという意味から、後半の10年とする。

また、この記念誌の中に集約された10年の実践を振り返ると、公民館活動のいろいろな場面があざやかに蘇ってきます。先人たちの活動に敬意を表するとともに、公民館活動の素晴らしさを改めて実感しました。

しかし、公民館としてやらなくてはいけない課題も山積みしています。この節目を期に、これから10年をおもう時、公民館に対する要望はますます多様に高度になってくることは明白です。そのなかで、私たち教育機関に勤務する職員集団の果たす役割もますます重要になってきます。

最後にこの20年史の発刊にあたり、多くの方のご協力をいただいたことに深く感謝申し上げます。

平成10年3月31日

福生市公民館

福生市立公民館

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。この記念誌は、福生市立公民館開館20周年を記念して、2月24日(土)に開催された記念式典の際に贈呈されたものです。

あ ゆ み

福生市公民館開館20周年記念誌<1987~1996>

発行日 平成10年3月31日

編集・発行 福生市公民館

〒197-0011 福生市福生2455

☎042-552-1711

印刷・製本 あかつきコロニー印刷

☎042-560-7926

写真提供 鳥居由幸氏